

# 「高森町多目的広場つくしまつもと」が竣工しました

これまで熊本県有施設であった高森高校第2グラウンド（野球場）を用地取得し、有事の際の防災機能を備えた拠点とするとともに、住民の生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動等の推進を図る社会体育施設として整備を進めてきた「高森町多目的広場つくしまつもと」が竣工しました。

野球、ソフトボール、サッカーコートを整備し、これらのエリアもしくは全面を使用するスポーツ、レクリエーション、イベントに関して使用できます。令和7年1月18日（土）にオープニングセレモニーを開催し、1月20日（月）より利用可能となります。町民の皆様のご利用をよろしくお祈いします。



☎ 教育委員会事務局 社会体育係 ☎0967-62-0227

## 高森町次世代定住促進奨学資金貸付事業のご案内

高森町では、向学心に富み、将来にわたり高森町への貢献意欲が高い学生に対し、奨学資金の貸付を行います。

### 奨学生の対象要件

- ・養育者が高森町民であること
- ・高校または大学等に在学中の方、または進学予定の方であること
- ・養育者、本人ともに町税等に未納がないこと

### 連帯保証人の対象要件

- ・2人（町外の方も可）
- ・住民税所得割もしくは固定資産税を3,000円以上納付されている方
- ・保証人のうち1人は奨学資金申請者の三親等以内の親族以外の方

### 金額

高校生等：月額25,000円  
大学生等：月額50,000円

### 返済期間

卒業後10年以内  
（ただし、卒業後、貸付期間と同期間以上町内に居住し、町内外で就労した場合は全額返済を免除。ただし、居住期間が貸付期間に満たなかった場合は、居住した期間分を月割計算し免除します。※不定期の居住調査あり。）  
※その他の条件については、ホームページで条例等をご確認ください。

### 利子

無利子

### 提出期限

令和7年3月25日（火）まで

### 提出書類

- ・奨学生願書（別紙様式1）
  - ・誓約書（別紙様式2）
  - ・合格通知の写しもしくは在学証明書
  - ・申請者、保護者及び連帯保証人の金額記載の納税証明書
  - ・振り込み先が分かる通帳のコピー
- ※申請様式は高森町教育委員会にお問い合わせください。  
また、高森町ホームページからもダウンロードできます。



☎ 教育委員会事務局 学校教育係 ☎0967-62-0227

健康  
だより

## 成人歯周病健診について

※受診終了期間がせまっています!!

今年度も町内歯科医院で受診ができる、成人歯周病健診を実施しています。あらたに20歳、30歳が対象者に追加されました。対象の方には個別に案内を郵送しておりますので、ご確認ください。

受診料金：500円

（健診費用5,300円のうち、4,800円を助成）

対象：20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳になれる高森町に住民票がある方（年度末までに）

内容：問診、口腔内歯周病検査、ブラッシング指導

受診期間：令和6年7月1日～令和7年2月28日まで

受診方法：受診を希望される方は、ご自分で町内歯科医院に電話予約し、受診券を持参する  
※受診券を紛失された場合は、役場で再発行できます

☎ 健康推進課 国民健康保険係 ☎0967-62-2910

## 旧優生保護法にかかる補償金等の申請受付開始について

令和7年1月17日（金）から、昭和23年から平成8年までの間に、旧優生保護法に基づき優生（不妊）手術や人工妊娠中絶を受けられた方に対する補償金等の受付が始まります。

### 1 補償金

- (1) 対象：旧優生保護法に基づく優生手術を受けた方、配偶者、本人や配偶者が亡くなっている場合は遺族
- (2) 支給額：本人 1,500万円、配偶者 500万円

### 2 優生手術・人工妊娠中絶一時金

- (1) 対象者：旧優生保護法に基づく優生手術または人工妊娠中絶を受けた方（現在ご存命の方）
- (2) 支給額：①優生手術 320万円 ②人工妊娠中絶 200万円

☎ 熊本県旧優生保護法相談窓口 ☎096-333-2352